地方自治

ネットワーク しずおか

No80 号
2019 年 12 月 15 日

―人がいきいきと生きる
静岡県をねがって―

（主な内容・目次）

集約型国土再編と立地適正化計画(静岡市の事例)
清水庁舎移転の政策的背景
川瀬憲子静岡大学教授(当研究所理事長)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

「ほんとうに逃げられるのか?」
浜岡原発停止裁判・準備書面 29
林　克（当研究所事務局長）・・・・・・・・・ 9

ボーナス出すのに月給を減らす?
会計年度職員ヒアリングに同行して ・・・・ 13

2019 保育働き方実態アンケート結果解説 ・・ 14

静 岡 県 地 方 自 治 研 究 所
〒422-8062　静岡市駿河区稲川２丁目 2-1
セキスイハイムビル 7F　静岡自治労連気付
Tel 054-282-4060　　Fax 054-282-4057
jichiken@s-jichiroren.com
発行人・川瀬憲子　編集人・林　克

樹齢 100 年から 300 年のカラマツを伐採し、リニア工事のトンネルの土をここに 65 メートルの高さで積み上げる

集約型国土再編と立地適正化計画(静岡市の事例)

清水庁舎移転の政策的背景

当研究所における定例研究会として、10 月 26 日に静岡県立大学において川瀬静大教授(当研究所理事長)の講演が行われ、その後清水庁舎、桜ケ丘病院移転の地理的実感をつかもうと現地にてフィールドワークが行われました。前段の川瀬講演にかかわって川瀬論文を掲載します。

「国土のグランドデザイン二〇五〇」・集約型国土再編と地方財政措置

さて、「地方創生」と同時並行して進められているのが、国土形成計画と都市計画である。2014 年 7 月に閣議決定された「国土のグランドデザイン 2050」と、それに続く 2015 年 8 月の「新たな国土形成計画」において、三大都市圏を結ぶスーパーメガリージョン構想が掲げられた※。「グランドデザイン 2050」では、①本格的な人口減少社会に初めて正面から取り組む国土計画、②地域の個性を重視し、地方創生を重視する国土計画、③イノベーションを起こし、経済成長を支える国土計画を三本柱とし、その開発方式として、「対流促進型国土」の形成を掲げている。具体的には、ヒト・モノ・カネ・情報を三大都市圏に集中させ、それをリニア中央新幹線でつなぐことによって、国土利用の効率化を図ることとされ、すでにＪＲ東海が実施主体であるリニア新幹線に対して三兆円の財政投融資が行われた。その特徴は、これまでの国土計画にあるような「均衡ある国土の発展」ではなく、経済のグローバル化への対応や経済成長を最優先させて、国際競争力を高めるために、中央集権型・集約型国土への再編を進めることにあるといってよい※。

※ 国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043 .html、最終閲覧日 2019 年 5 月 1 日) 参照。

※リニア中央新幹線開発については［拙稿 2018］等を参照。リニア中央新幹線開発では 2016 年度と 2017 年度に 1 兆 5000 億円ずつ合計 3 兆円の財政投融資が実施され、計画よりも前倒しで事業が進められている。

さらに、日本型コンパクトシティの形成によって居住地域や公共サービス施設を集約化する方針も打ち出された。「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、コンパクト＋ネットワークの推進が謳われ、2020 年までに全国 150 の地方自治体における「立地適正化計画」の策定を達成させるといった目標が掲げられている。各省庁横断的な財政支援体制により重点化を推し進めることとされた。

こうした方針を受けて、2017 年度からは、「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、2018 年度にはその中に「立地適正化事業」が設けられた※。2017 年度から 2022 年度までの 5 年間で、国庫補助事業を補完し、または一体となって実施される地方単独事業が対象となっており、地方債充当率は 90%、交付税措置率は 30%である。ここでいう国庫補助事業とは、コンパクトシティの推進に特に資するよう、立地適正化計画に定めら

れた都市機能誘導区域内または居住誘導区域内で実施することが前提となっており、これが補助率嵩上げ等の要件とされている。2018 年度からは、さらに交付税措置率については財政力に応じて最大 50%まで引き上げられることになっている。こうしたしくみは、これまでにも補助金と交付税を組み合わせた財政誘導装置として機能してきたが、現在では、日本型コンパクトシティ形成のための手段となっている。

※立地適正化計画については、国土交通省資料（http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network2.html、最終閲覧日 2019 年 5 月 1 日）参照。

この公共施設等適正管理推進事業債には、①集約化・複合化事業、②長寿命化事業、③転用事業、④立地適正化事業、⑤ユニバーサルデザイン事業（2018 年度新設）、⑥市町村役場機能緊急保全事業、⑦除却事業が含まれており、集約型国土再編を推し進める財政装置として機能しているとみてよい※。①集約化・複合化事業は充当率 90%、交付税措置率 50%であり、公共施設等総合管理計画、個別実施計画に基づいて行われること、公共施設の集約化及び複合化事業であること、全体として延床面積が減少することといった要件をすべてみたすことが、地方財政措置の条件となっている。しかも、既存施設の廃止が 5 年以内であることなどとなっており、実施期間は 2017 年度から 2021 年度までの 5 年間である。②長寿命化事業は義務教育施設などの公共施設や河川管理施設などの社会基盤施設が対象で、充当率 90%、交付税措置率 30%、⑥市町村役場機能緊急保全事業は 1981 年新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の市町村庁舎の建替え事業、充当率 90%（交付税対象分 75%）、交付税措置率 30%などとなっている。地方財政計画には 2017 年度 3500 億円、2018 年度にはさらに 4800 億円が計上されている。

※ 公共施設等総合管理事業債については、総務省資料より（http://www.soumu.go.jp/main_content/0004814 57.pdf、最終閲覧日 2019 年 5 月 1 日）参照。

こうした財政誘導による公共施設等総合管理計画と個別施設計画の策定促進の背景には、市町村合併後の施設全体の「適正化」を推し進めることなどが掲げられている。そこで以下では、平成の大合併期の 2003 年に政令指定都市をめざす合併を実施した静岡市を事例に取り上げ、現状と課題を明らかにしていくことにしたい〉

地方創生総合戦略・集約型都市構造と自治体財政―静岡市の事例

1　地方創生総合戦略と地方創生交付金

静岡市は人口約 70 万人弱の政令指定都市である。「平成の大合併」期の 2003 年に旧静岡市と旧清水市が合併し、2006 年に蒲原町、2008 年に由比町を編入して現在に至っている※。近年の人口動態をみると、国や県よりも早い 1990 年頃から人口減少が始まっており、社会減、自然減ともに進行していることが窺える。特に清水区の人口減少は顕著である。主な転出先は東京圏でとなっている※。

※ 合併後の静岡市財政への影響については、前掲［拙著 2011］等を参照。

※ 静岡市「静岡市人口ビジョン」および「静岡市地方創生総合戦略」を参照。

市は 2015 年 4 月に「第三次総合計画」（2015～2022 年）を策定したが、それを組み合わせた形で「地方創生総合戦略」を策定している。人口ビジョンによると、2060 年の推計では約 47 人になるとされ、少なくとも 2025 年には人口を 70 万人に維持するために、6 つの基本目標「まちの存在感を高め、交流人口を増やす」「ひとを育て、まちを活性化する」「しごとを産み出し、雇用を増やす」「移住者を呼び込み、定住を促進する」「女性・若者の活躍を支え、子育ての希望をかなえる」「時代にあったまちをつくり、圏域の連携を深める」を掲げている。

表 2　静岡市地方創生交付金事業（2014年度～2016年度）

2014年度補正　地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（先行型：国予算1400億円）	
静岡市総合戦略策定事業（1000万円）	
空き家バンク構築・活用事業（1000万円）	
南アルプスユネスコパークを活かした交流人口拡大事業（8869.8万円）	
訪日外国人旅行者向け消費税免税店拡大と情報発信力強化・受入環境充実事業（3550万円）	
2015年度予算　地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（上乗せ分：国予算300億円）	
静岡型 CCRC 構想推進事業（2000万円）	
静岡都市圏広域 DMO 推進事業（1500万円）	
官民連携インバウンド誘致推進事業（1000万円）	
2015年度補正	
海洋産業クラスター創造事業（4400万円）	
特産茶戦略的輸出支援事業（1384万円）	
広域連携による水産物を活用した産業活性化事業（2187万円）	
2016年度予算　地方創生推進交付金（国予算1000億円）	
海洋文化拠点関連事業（1275万円）	
就活よろず支援体制強化事業（237.5万円）	
生涯活躍のまち静岡推進事業（150万円）	
2016年度補正　地方創生拠点整備交付金（国予算900億円）	
七間町賑わい創出拠点整備計画（3195.6万円）	
生涯活躍のまち静岡推進計画（1250万円）	
駿府城公園周辺ランニング等環境整備計画	

（資料）静岡市資料による。

こうした地方創生総合戦略に基づいて地方創生交付金が支出されている。表 2 は 2014 年度補正予算から 2016 年度予算までの地方創生交付金事業について示したものである。2014 年度補正予算では、先行型交付金として、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金(国全体では 1400 億円)として、総合戦略策定事業（1000 万円)、南アルプスユネスコパークを活かした交流人口拡大事業（8870 万円)、2015 年度には前年度の上乗せとして、静岡型ＣＣＲＣ構想推進事業(2000 万円)、2015 年度補正からは海洋クラスター創造事業（4400 万円）などが充当されている。2016 年度からは地方創生推進交付金（国全体では 1000 億円)、さらに補正予算にて地方創生拠点整備交付金（国全体では 900 億円）が予算化され、海洋文化拠点整備事業（1275 万円）や七間町賑わい創出拠点整備計画（3195 万円）などに対する地方創生交付金として充当されている。

市へのヒアリング調査によれば、既存の事業に上乗せする形で申請しているものが多く、金額的にも少額であり、細分化されているなど、使い勝手という点では問題の多い補助事業でもある。問題なのは、熱海市の事例でも指摘したとおり、わずかな期間でＫＰＩにもとづいて成果をあげなければならず、総合的な地域づくりを行う財源としては有効性に疑問が残る※。そこで、次に合併後から現代までの静岡市財政の特徴を整理しておこう。

※ 比較的財政力指数が大きい長泉町では、地方創生補助金事業の申請自体を行っていない（2017 年 8 月のヒアリング調査による)。

表 3　静岡市合併特例債事業（2003年度～2012年度）

東静岡地区新都市拠点整備事業	98.7億円
清水駅西土地区画整理事業	32.8億円
静岡駅前紺屋町地区市街地再開発事業	18.8億円
城東エリア保健福祉複合施設整備事業	47.3億円
日本平パークウェイ整備事業	8億円
駿河区役所建設事業	19億円
静岡病院建設事業出資	24億円
小中校舎・体育館耐震化事業（清水地区）	42.4億円
西ヶ谷清掃工場建設事業	103.7億円
消防ヘリコプター整備事業	10.1億円
静岡市立美術館整備事業	13.2億円
蒲原地区市民センター整備事業	12.3億円
JR 草薙駅周辺整備事業	0.8億円
小中校舎・体育館耐震化事業（蒲原地区）	0.5億円
清水駅東地区文化施設整備事業	69.7億円
日本平動物園再整備事業	47.3億円
有度山総合公園整備事業	16.5億円
清庵地区新構想高等学校整備事業	28.4億円
合計	646.8億円

（資料）静岡市資料をもとに作成。

２　静岡市財政の特徴

静岡市は 2003 年に政令市をめざす大規模な合併を実施して以来、厳しい財政構造が続いてきた。その最大の理由は、三位一体改革による交付税見直しの影響を強く受けたためである。当時、合併特例法の下で合併特例債の七割を交付税措置する仕組みが作られたが、国全体の交付税総額が見直されたことで、計算上は交付税措置がされているとはいえ、交付税削減となってあらわれた。そのため、合併後の 2004 年には 100 億円の財源不足に陥り、その費用を捻出するために、人件費の見直し、公共事業の重点化、サービスの見直し、公共料金の引き上げなどが実施されてきた。その一方で、2003 年度～2012 年度までの間に約 650 億円の合併特例債が発行され、東静岡地区拠点整備事業や清水駅西土地区画整理事業などのプロ

ジェクトが次々と事業化されていったのである（表 3 参照）。

その特徴を整理すれは以下のようになる。第一に「選択と集中」により拠点地域を中心に社会資本整備が進んだことである。その結果、少なくとも合併後一〇年間は目的別歳出では土木費、性質別歳出では普通建設事業費が増加した（表 4）。1 人当たり土木費は政令指定都市の中では高い水準となった。

第二に、人員削減計画による自治体リストラが進行したことである。2005 年度から 2010 年度までに 6816 人から 6396 人に､2015 年度までに 6120 人まで削減するといった計画に従って、人件費の見直しが進められた※。その内容をみると、保育園の民営化、高等学校統合、ごみ収集業務委託、指定管理者制度への移行、非常勤職員の活用などとなっており、その後も、人員削減計画に従って、人件費の削減が進められている。交付税のトップランナー方式導入以前からすでに、多くのサービスにおいて、民営化、アウトソーシング、指定管理者制度への移行などが進められているが、交付税のトップランナー方式導入以降もさらに続いていくこととなる。

※ 静岡市の人員削減計画、国民健康保険などの資料については、静岡市資料による（2017 年 8 月にヒアリング調査実施）。

第三に、財源不足の拡大による積立金の取り崩しと退職手当債の発行に伴って、さらに行政改革が進められていることである。2008 年から 2011 年の間に毎年 60 億円から 80 億円の退職手当債が発行されており、その後も 90 億円から 110 億円の財源不足が続いている。

第四に、地方債現在高が増加していることである。その内訳をみると、通常債が抑制されているのに対して、合併特例債、臨時財政特例債の割合が高くなっている※。静岡県がまとめた 2016 年度における市民 1 人当たりの将来負担を含む財政負担（地方債＋債務負担行為−積立金を、住民基本台帳人口で割った数値）についてみると、静岡県内では静岡市が 50 万円を超える最も高い数値となっている※。

※ 静岡市決算カードを用いた財政分析による。紙面の関係上、図表は割愛した。

※ 静岡県市町村課資料による。

第五に、国民健康保険や上下水道などの公共料金負担が増加したことである。所得 200 万円（2 人家族）の場合、26 万 4200 円（2011 年）から 34 万 1900 円（2012 年)、所得 300 万円（3 人家族）の場合、38 万 8900 円（2011）から 52 万 7900 円（2012 年）となるなど、2013 年度には国民健康保険料は政令指定都市の中で二番目に高い水準となった。

2018 年度静岡市予算をみると、一般会計予算 3122 億円、特別会計 2386 億円、企業会計 773 億円の規模である（ただし、2018 年度から国民健康保険事業会計が都道府県単位化に伴って共同事業拠出金などの減少により 142 億円減となっている)。市の予算編成方針によれば、アセットマネジメント基本方針や第三次行財政改革推進大綱に基づく取組を市財政に反映させるとしている。「静岡市重点施策 2018」では、世界に存在感を示す三つの都心づくり、つまり、歴史文化の拠点づくり（静岡都心)、海洋文化の拠点づくり（清水都心)、教育文化の拠点づくり（草薙・東静岡地区）といった三つの都心づくりや、人口減少対策などが掲げられており、都心づくりが強調されている。これらの方針は集約型都市構造の形成へとつながっていくこととなる。

３　アセットマネジメントアクションプログラムによる公共施設統廃合計画

静岡市のアセットマネジメントアクションプラン（第一次：2017～2022 年度）では、総資産量の適正化や施設の長寿命化に取り組んでいくとされる※。具体的には、2017 年度から 2018 年度に 15,000 ㎡、2019 年度～2023 年度までに約 30,000 ㎡の公共施設面積を縮減する計画となっている。具体的には、学校教育施設（小中学校の統廃合、給食センター民営化)、児童施設（こども園の統廃合・民営化、児童クラブ廃止等)、庁

舎等業務施設（本庁舎複合化、支所・出先事務所廃止）などとなっており、具体的に計画対象面積が示されている※。

※ 静岡市「アセットマネジメントアクションプラン」（2016）参照。

※ 高齢者福祉施設（複合化・統廃合）、障害者福祉施設（民営化）、保健・医療施設（保健福祉センターの廃止、診療所の複合化・民営化）、学校教育施設（小中学校の統廃合、給食センター民営化）、コミュニティ生涯学習施設（統廃合、複合化、民営化）、産業振興施設（統廃合、民営化等）、市営住宅（廃止、民営化等）、児童施設（こども園の統廃合・民営化、児童クラブ廃止等）、スポーツ施設（統廃合・複合化・民営化）、リクリエーション施設（統廃合、民営化）、文化等施設（廃止、統廃合・民営化）、図書館（複合化）、駐車場・駐輪場（統廃合、民営化）、防災・消防施設（複合化）、庁舎等業務施設（本庁舎複合化、支所・出先事務所廃止）

その領域は、福祉、教育、文化施設、庁舎など多岐にわたっており、廃止をはじめ、統廃合や民営化が計画されており、市民生活に及ぼす影響は計り知れない。人口減少時代に入り、既存の施設が老朽化し、統廃合などが求められているのは事実だが、性急な事業計画の実施は市民の生活権を脅かす可能性がある。また、共働きやひとり親世帯が増加している現在において、少子化対策に必要不可欠な施設も多く含まれている。さらに庁舎や拠点病院の集約などは、地域経済や市民生活にも影響を及ぼすため、行政のみならず地域住民も含めた議論が、今後とも引き続き検討が必要となろう※。

※ 個々の施設の統廃合や民営化がもたらす影響については、別途検証する必要があるため、別稿に譲りたい。

そこで、最後に、庁舎や病院などの都市機能の拠点地域への集約で問題となっている清水駅周辺地区を事例にみておくことにしよう。

４　拠点地域への都市機能誘導と清水開発計画　津波浸水区域への誘導

第三次静岡市総合計画では、都市計画マスタープランにおいて集約連携型都市構造が掲げられ、立地適正化計画においてコンパクトなまちづくりを進めていくとされている。国土交通省の立地適正化計画においては、集約化拠点形成区域、利便性の高い市街地形成区域、ゆとりある市街地形成区域の設定を行い、2015 年度に基本方針、2016 年度に集約化拠点形成区域の公表を行い、五年ごとに数値目標に沿って計画が進められているかの点検が行われることとなっている。こうした期限付きの計画と地方財政措置による財政誘導も影響していると考えられる。

静岡市では、こうした国の政策を受けて、6 つの拠点に都市機能を集約させる計画になっている。この中で最も議論を喚起しているのが、清水駅周辺地区の開発計画である。市の立地適正化計画では、清水港周辺にある海洋関連産業や教育機関を活かして「国際海洋文化都市」をつくるとされる。清水駅周辺の誘導区域には、市役所（市庁舎）、区役所、総合病院、子育て支援センター、地域福祉推進センター、大学、専修学校、博物館、大規模ホール、図書館などを集約させる計画になっている。

しかし、その内容をさらにみれば、多くの問題が浮かび上がってくる。具体的には、津波浸水区域に清水庁舎と桜が丘病院を移転させ、集約させるという計画になっていることに加え、清水駅前にＬＮＧ火力発電所三基も誘致する計画も含ま

れており、地元で賛否を含めた議論が展開しているのである。

経緯について少し説明しておこう※。桜が丘病院は清水区に三つある市指定の救護病院の一つで、もともとは国立病院だった。2014 年からは社会保険庁から独立行政法人「地域医療機能推進機構」（ＪＣＨＯ）に運営権が譲渡された。社会保険庁が管轄であった当時、病院が老朽化しているため、2000 年代初頭に移転先として内陸部の大内新田の農地約 2 万 9000 ㎡を購入していた。しかし 2014 年に経営権が譲渡されると、不便な立地であるという理由で、移転先を見直すこととなった。病院を運営するＪＣＨＯが静岡市に相談したところ、2016 年に清水庁舎（跡地）を移転候補地として示された。清水庁舎を清水駅隣の公園に移すことが前提の議論である。2017 年、病院を運営するＩＣＨＯが清水庁舎に移転を発表し、当初の移転候補地である大内新田を放棄する方針であるとした。この間、パブリックコメントも多く寄せられたが、市の方針は変わっていない。

※ 清水方舎と桜ヶ丘病院移転に関しては、静岡市及び市民へのヒアリング調査による。

さらに、清水駅前に東燃ゼネラルのＬＮＧ火力発電所三基を誘致する計画も浮上した。桜が丘病院は内陸部に立地しているが、清水庁舎も清水駅も海の近くに立地しており、津波浸水区域に指定されている地区でもある。地域防災計画とは関係なく都市機能の集約方針が決定されていたのである。集約化が進められようとしている地域は、静岡市地域防災計画を見れば、津波浸水、液状化、全壊焼失の危険性が指摘されている地区とほぼ重なる。

現在の清水庁舎は「津波浸水区域」（約海抜二メートル）に立地している。第四次地震被害想定では、最大 1.4 メートルの津波が想定されている。こうしたなかで、地元市民は、市に清水桜が丘公園を移転候補とするよう要望書を提出した。これに対して市（田辺市長）は、用途地域の変更手続きの煩雑さなどを理由に否定したのである。一方、静岡県川勝知事は「人の命」にかかわる問題であるとして、桜が丘公園が望ましいとしている。現在の桜ケ丘病院は海抜 8 メートルであり、都市公園法の問題は対応できるように配慮するとし、災害時に治療を受けなくてはならない人を運ぶ救護病院を、今の安全な場所から津波が来る場所に移すのは全国的にも例がないとして反対している。現在、「立地適正化計画」にて、まちの集約を掲げる自治体の約九割にものぼる。津波浸水リスクの高い地区にも居住を誘導しており、ハザードマップでは 1 メートル以上の浸水で床上となり、3 メートル以上で 2 階まで浸水することとなる。

日本経済新聞社（2018）によると、人口 10 万人以上の 54 都市対象の聞き取り調査にて、48 市で 1 メートル以上の浸水想定区域の一部が居住誘導区域であることが明らかになっている。46 市では 2 メートル以上の区域とも重なる結果となった。枚方市では居住誘導区域の 85%が 1 メートル以上で、6 割で 3 メートル以上のリスクがある※。地理的な要因で、津波浸水区域を除くことが困難なケースもあるが、広島県東広島市では 2018 年の西日本豪雨で居住誘導区域に浸水しており、地域

防災計画と切り離して、津波浸水リスクの高い地域に居住誘導することに対して疑問を抱かざるを得ない。

※ 『日本経済新聞』2018 年 9 月 2 日付。

静岡市では、東燃ゼネラル三基のＬＮＧ火力発電所を清水駅前に誘致する計画に対して、地元住民が 6 つもの組織を立ち上げ、積極的に学習型住民運動を展開し、現時点では、中止となっている。しかし津波浸水杭域への都市機能等の集約方針は変わっていない。

これまで、清水駅周辺地区への都市機能集約過程についてみてきたが、移転問題が浮上した時期は、地方創生政策、立地適正化計画、アセットマネジメント政策による集約型国土再編が進められた時期とほぼ重なっていることがわかる。憲法に保障されている基本的人権、生活権という観点から見ても大きな問題であるといえよう。

おわりに

以上、財政誘導装置としての交付税、補助金に焦点を当てながら、合併から集約的国土再編への流れを概括し、静岡市を事例に財政や市民生活に及ぼす影響について検証してきた。「分権改革」の一環として進められた市町村統合再編から、さらに中央集権型システムへの統治機構の再編という動きへと転換しつつあることが明らかとなっている。

少子高齢社会への転換と財政危機を背景に、地方交付税トップランナー方式、地方創生交付金による成果主義、「国土のグランドデザイン 2050」と立地適正化計画による日本版コンパクトシティ政策、拠点地域への都市機能の集約といった政策が進められているが、それは市民生活における災害リスクをさらに高める側面を持っている。

さらには、これら一連の諸政策は、行政部門を縮小させ、非正規雇用を拡大させる側面もある。改めて市町村のもつ機能を重視し、地方財政権の確立と住民主権の必要性が強調されるべきであろう。学習型住民運動として一定の成果を収めつつある市民の動きは今後も注目すべきであろう。

「ほんとうに逃げられるのか?」
浜岡原発停止裁判・準備書面 29

静岡県地方自治研究所事務局長　林　克

現在浜岡原発をめぐっては３つの裁判が行われています。地裁浜松支部で行われている裁判で、当研究所の自治体調査にもとづいた原発事故・避難計画に関する準備書面 29 について、当研究所林克事務局長が執筆し、2019 年 11 月 20 日に意見陳述されました。その読み上げ原稿を掲載します。

はじめに

原発事故からの避難は、原発設置県の住民にとって災害対策の中で最大の関心事といってもいいと思います。なぜなら福島のときの悲惨な記憶はことあるごとに呼び覚まされるからです。福島の実感として原発事故はありうると認識され、原発の近くに住む者にとっては自分が安全に逃げられるのかといつも自分自身に問われることになります。

さて福島原発事故以来、原発事故の防護対策は大きな変化が見られます。新たな法的な措置にもとづいて、静岡県の広域避難計画に続いて UPZ 圏内の市町においても避難計画の策定が進んでいます。それは自治体の努力にもかかわらず、住民の関心にこたえ安心できるものになっているでしょうか？5 月に行われた中日新聞の「浜岡原発再稼働の是非とその理由」を首長に聞くアンケートにおいて、「住民の安全が確保される状況にないので答えられない」（牧之原市）「住民の安全安心が確保され、市民の理解がなければ再稼働できない」（掛川市）「市民の安全安心が確実に担保されておらず再稼働できない」（島田市）と住民の安全安心を再稼働の是非に考える回答が多く、必ずしも避難計画の策定でそれが担保できないと考えているのではないでしょうか。

より安全な住民避難のためには、福島事故の徹底した原因究明と避難状況の分析、国際基準への依拠・発展が欠かせないと考えます。これまでの準備書面は、日本の法体系がＩＡＥＡ安全基準に整合しないことによる、避難計画についての個別な課題を述べてきました。今回は国際基準であるＩＡＥＡ基準との比較で見た場合の我が国の原子力災害対策の問題点、とりわけ、２０１２年１０月に制定した「原子災害対策指針」の枠組みが、ＩＡＥＡ基準の基本から外れ、静岡県においては最も人口の多い区域の住民の浜岡原発の危険か

表1　深層防護レベル

	防護レベル	目的	目的達成に不可欠な手段
プラントの当初設計	レベル1	異常運転や故障の防止	保守的設計および建設・運転における高い品質
	レベル2	異常運転の制御および故障の検知	制御, 制限および防護系、ならびにその他サーベランス特性
	レベル3	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設および事故時手順
設計基準外	レベル4	事故の進展防止およびシビアアクシデントの影響緩和を含む、過酷なプラント状態の制御	補完的手段および格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和	サイト外の緊急時対応

出所：深層防護レベル（INSAG-10　6頁のTable 1）「原子力安全の基本的考え方について」第Ｉ編　別冊　深層防護の考え方, AESJ-SC-TR005(ANX):2013, p.51

らの安全を損ねていることなどを明らかにしていきます。次回は IAEA 基準の乖離が最も激しい UPZ の問題を採り上げます。

第５層を切り離してしまった日本の深層防護

浜岡原発は世界一危険な原発と言われ、やがて必ず来る東海地震の震源域の真上にあります。もし万が一浜岡原発で事故が起きたときに安全に避難できる仕組み、体制になっているでしょうか。住民が確信を持って放射能の危険を回避、低減することができ、それを以て安心を計れるでしょうか。現地に暮らしている実感として、残念ながらそれは否と言わざるをえません。

原災指針は、その前文で、ＩＡＥＡの「安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等」明記しています。そして日本も批准した原子力安全条約は、原発事故の発生で深層防護の原則、事故の発生を軽い方から重い方へ五つの層によって対処することに基づいて防護措置を講ずることを述べています。

この深層防護の中で、第５層の防護レベル、住民避難はもっとも重要な課題です。それは、アメリカの原子力規制委員会ＮＲＣ、西ヨーロッパ原子力規制協会ＷＥＮＲＡでも位でも位置づけられています。

実際アメリカのショアハム原発は、原発が完成しながら避難計画が不備だという理由で稼働しませんでした。

しかし新たに設けられた原発の稼働の是非を審査する新規制基準において、防災計画、避難計画を対象とせず、切り離されたものとして自治体の責務としました。これでは住民にとってほんとうに安全に逃げられるのかについて、原発の稼働の条件とならず、どこからも審査されないことになります。

しかし新たに設けられた原発の稼働の是非を審査する新規制基準において、防災計画、避難計画を対象とせず、切り離されたものとして自治体の責務としました。これでは住民にとってほんとうに安全に逃げられるのかについて、原発の稼働の条件とならず、どこからも審査されないことになります。

原子力規制委員会が作成した『実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について』は、避難計画の実効性の評価・審査は、規制委員会の権限外である、原子炉の設置に係る許可基準に避難計画を含める必要はないと断言しています。

しかしこれは、ＩＡＥＡ安全基準が義務付けではないという国の裁量の問題、また法体系が違うという形式論を言っているに過ぎず、地震などの自然災害が他国と比べて著しく頻発すると言っていい我が国において、なぜ採用する必要がないのか？それで国民の安全安心は守れるのかについては何も説明していないと考えます。

まして静岡県は、やがて必ず来る東海地震の複合事故による広域避難が必至といえるほど可能性の高い地域。したがって安全な避難計画が求められていますが、それを稼働の条件として検証しないことによって住民を危険に陥れています。

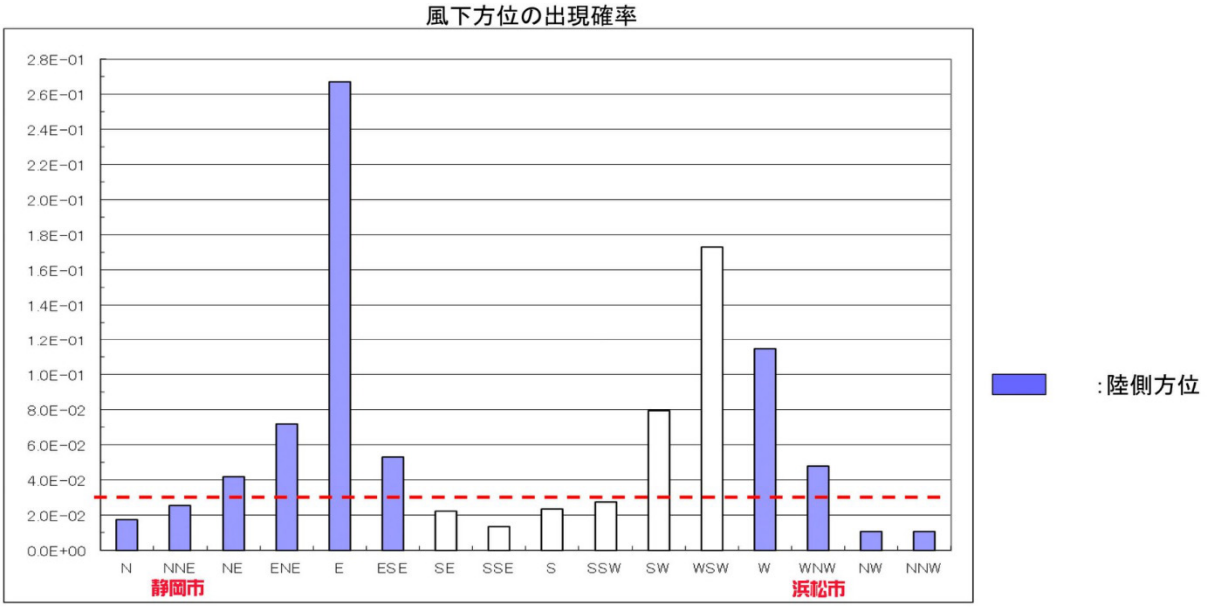

無理やり「おおむね３０km？」

世界一危険と言われる浜岡原発の近くに住みながら、静岡県における二大都市の浜松市民と静岡市民は、原発災害について何の手立ても実施されておらず、平穏に生きる権利が脅かされています。事故時に全村避難した福島県飯館村の村役場と福島第一原発までの距離は約４０km、静岡県における大都市、浜松市、静岡市のそれぞれの市役所と浜岡原発までの距離は、３９km、４５kmであるにもかかわらず、地域防災計画の中にも市民の防災をうたっていません。２０１３年の指針策定時においては、プルーム（事故時に放射能が霧状になって通過する減少）対策等のＰＰＡ（参考値として５０キロ以内）の検討をうたわれましたが、２０１５年の改定でこれが削除され、静岡、浜松は外されました。

一方防護区域の UPZ の「おおむね 30 km」はどのように線引きされたのでしょうか？福島原発事故の放出量などの合計出力などによってシミュレーションし、小さい方から累積した場合の９７％累積出現確率にあたる距離を算出しています。静岡県の場合はこの 97%方式によって UPZ の範囲を 31 kmと決めました。しかし原告はこの決め方について

①「放射性物質の放出量」は、福島第一原発事故と同等と想定したのはあまりに過小ではないか？

②既出の９７％方式により３％切り捨てる根拠がなく、過小評価の一因。

③「避難計画作成の基準にする被ばく線量」について、ＩＡＥＡ基準を参照して「最初の７日間の被ばく線量合計で１０

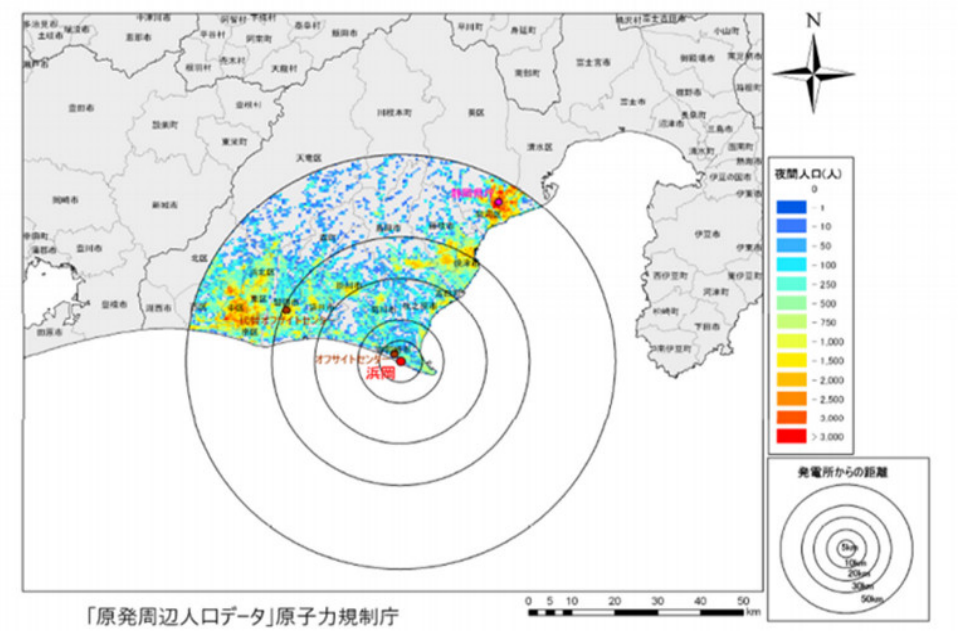

「原発周辺人口データ」原子力規制庁

０ミリシーベルトに達する範囲」を目安にしているが１００ミリシーベルトは高すぎる。

UPZ の「おおむね 30 km」はあまりに狭すぎると主張します。

静岡県においてもし９７％値方式をやめ、１００％値で計算すれば６２．０kmとなり、富士川西側から愛知県境にまで広がることになります。浜岡原発から５０km以内の区域に住む人口は静岡市、浜松市を含め２１４万人、５０km圏内では全国でいちばん多くの人口がありますが、これらの区域がすべて防護区域から切り捨てられています。

ＰＰＡを放棄した弊害

もともと PPA は、プルームについて空間放射線量率の測定だけでは防護措置を講じることは難しいというのが設置の趣旨でした。

しかし２０１５年３月の改正で、「緊急時においては、どの程度の規模の漏えいがどのようなタイミングで起こるかを事前に正確に把握することは困難」として、スピーディーの廃止を含む予測主義から実測主義に転換され、PPA の廃止が決まりました。

はたしてそうでしょうか。予測システムは迅速に対応するために必要だから実施するのであって、その精度こそ上げるべきです。知事さんの集まり、全国知事会も「避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられる」として予測主義も重要としています。

原子力規制庁は、迅速な判断をするには予測システムの精度を上げ、実測と合わせて活用すべきなのに、予測そのものをやめるという不合理な結論を導いており、防護措置の迅速な決定・実施が遅れることになります。

ＩＡＥＡはＵＰＺ圏外にゾーンの設定をしていないのでしょうか？ＩＡＥＡは、経口摂取被ばくに対して「全面緊急事態の宣言に基づく取り決めが準備段階で整備される距離」として２つのゾーン設定を推奨しています。拡大計画距離（ＥＰＤ）と飲食物摂取及び日用品計画距離（ＩＣＰＤ）です。熱出力 １０００MW 以上の原子力発電所については、ＥＰＤ半径を１００km、ＩＣＰＤ半径を３００kmとしています。これらのゾーンは、住民の健康を守るため重要だと考えられますが、原災指針は採用していません。

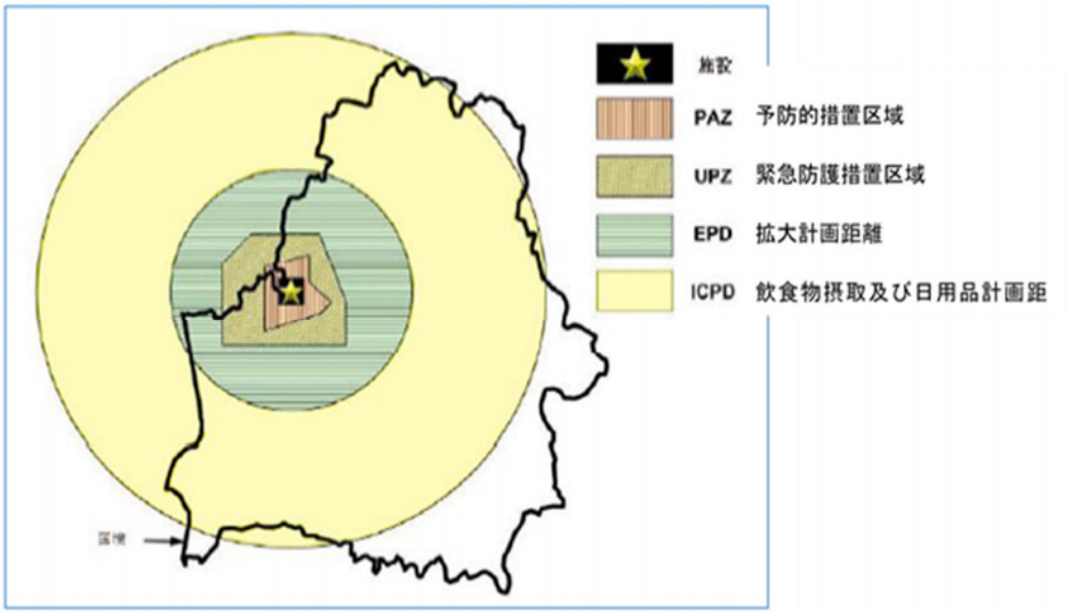

図 2:IAEA が示す4つのゾーン(説明文書 P27)

注目すべきは指示の出し方です。ＥＰＤ内の人には、放射性プルームの放出の前かまたは直後に、「不注意による経口摂取を減らすよう」指示が行われ、ＩＣＰＤ内の人にも、放出の前か又は直後に、取り決められた制限内容を実行するよう指示が出されます。迅速な対応が行えます。

日本においても早期防護措置、飲食物摂取制限の措置という経口被ばくに対する防護措置は設定されていますが、ここでも実測主義が貫かれていて迅速な手が打てません。

ＩＡＥＡは、具体的なゾーンを導入するのは、そのことで放射能の防護の実施すべき措置とその準備の必要性を「強調するためである」としています。ゾーンが設定されていればその住民は、こういうことがおきたらこれこれこうするのだと言うことがわかります。しかも、ゾーン指定をしておくことで、公衆を防護するために必要な措置を迅速に実施できます。実測によって放射能の正確な沈着状態を確認することが容易ではないからです。

経口被ばくの防護措置についてのＩＡＥＡと日本の現行制度との違いを述べたものですが、ゾーンを導入しての防護対策は、廃止をされたプルーム対策ＰＰＡの設置においても大いに検討に

静岡県民にとって、安心して生きる権利を奪われている、まさに重大事であるといわなければなりません。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

ボーナス出すのに月給を減らす？
会計年度職員ヒアリングに同行して

来年度から導入される会計年度任用職員制度導入についてのヒアリング調査を、静岡自治労連とともに実施しています。公務員制度の大きな転換ともいえるもの、自治体の公務が。

これまで自治体での臨時職員は、正規職員と同じような仕事をしているにもかかわらず、年収200 万円いかない劣悪で不安定な状況でした。総務省はそのガイドラインで「一般職の非常勤職員制度が不明確な中、制度の趣旨に沿わない任用が見受けられ、また、勤務条件に関する課題も指摘されているところであること」と処遇改善を遠回しに言っています。また「その適正化を図る観点から、新地方公務員法上、一般職の会計年度任用職員を明確に定義し」と、会計年度任用職員ついて処遇改善と全国一律の制度にしていくと言っています。

実際、自治体をまわるとその受け止めは自治体によってかなりの違いがあります。例えば袋井市においては新たな制度においては、6 時間勤務が基本としてフルタイムで必要な職員であっても、6 時間プラス時間外とする制度設計をしています。こうすれば一般職として新たにつくべきさまざまな手当をつけなくていいことになります。

御前崎市においてもすべての会計年度職員は 7 時間が基本、保育園などフルタイムが切実に必要な職場について 7 時間プラス時間外の対応をしています。

自治体によっては 7 時間 45 分のフルタイム勤務について、手当を付けないためにわざわざ 15 分削る自治体もあります。総務省は「15 分削るというのは合理的な理由とは言えず、不適切な事例になる」（30 分も同様）と 9 月 19 日のヒアリングのときに静岡県に対して言明し、県は各市町等に通知しています。

また任用についても毎年（会計年度）ごとの公募をとる自治体が多く、その内容は自治体によって異なりますが、相変わらず雇用は不安定なままです。

背景に総務省が何のためにこの制度を導入するのかを明言していないことです。ですから自治体の受け止めは新たな制度に移行することに目を奪われ、本来必要な公共サービスの質の確保は後景に追いやられてしまいます。

また地方財政措置を示しておらず、自治体として財政の持ち出しに疑心暗鬼になっている面があります。12 月末には総務省と財務省の間で「地方財政措置」が発表されますが、そこにどの程度盛り込まれるのか、住民に奉仕する業務をこなすための十分な人件費を盛り込むよう地方から声をあげる必要があります。（林　克）

2019 年 9 月 26 日

「保育園・こども園職場の【働き方】実態アンケート結果」の特徴について

静岡自治労連・保育部会
連絡先　054(282)4060
担当：青池

静岡自治労連・保育部会は、公立保育園・こども園の保育士不足や職員の処遇改善などが強く求められているなか、4 月から実施された「働き方改革」によって職員の勤務条件は改善されているのか、10 月から実施される「幼児教育・保育の無償化」へむけて充分な職員体制は整備されているか、これを調査するため、静岡自治労連・保育部会はアンケート調査を実施しました。

アンケートは、今年の 6 月から 7 月にかけて静岡市、浜松市、島田市、御殿場市、熱海市、伊東市、下田市の公立保育園・こども園を対象に（職員組合が自治労連加盟している自治体）、アンケート用紙 2,500 枚を配布し、1,546 人（回答率 61.8%）から回答を得られました。

アンケート結果は、職員の長時間労働や不払い残業、休憩や休暇が取れないなど、労働環境悪化の深刻な実態が明らかになりました。このままでは、公立保育園・こども園には「働き方改革」が反映されず、「幼児教育・保育の無償化」による需要増加により、ますます労働環境が悪化する危険性があります。静岡自治労連・保育部会は、このアンケート結果を多くの保育関係者へ伝え、各自治体へ実態にあった人員体制への整備、職員の勤務環境の改善を求めていきます。

保育園・こども園ですすむ非正規化

回答者は 1,546 人（回答率 61.8%）、自治体毎の回答者数は、静岡市 829 人、浜松市 327 人、伊東市 99 人、島田市 54 人、御殿場市 134 人、熱海市 48 人、島田市 55 人となった。

職種別では、保育士 615 人、幼稚園教諭15 人、こども園保育教諭 595、事務員 30 人、栄養士 25 人、調理師 194 人、看護師 5 人、その他 49 人、無回答 18 人となった。

雇用形態別では、正規職員 658 人 42・6%、臨時職員 325 人 21・0%、非常勤・嘱託職員 239 人 15・5%、パート 289 人 18・7%、再任用職員 24 人 1・6%となった。臨時職員、非常勤・嘱託職員、パート、再任用職員を合わせると 56・8%となり、保育園・こども園の非正規化がすすんでいることがわかる。

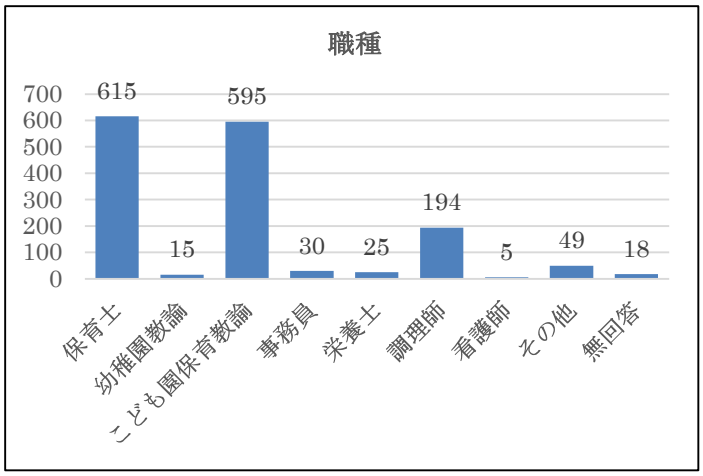

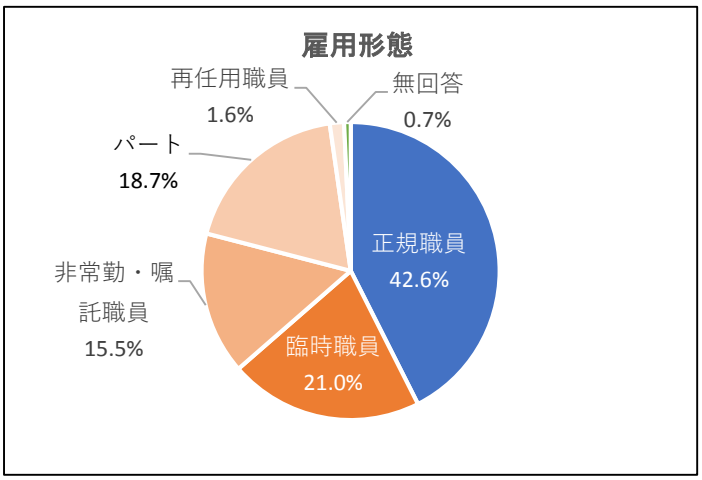

はじめに

アンケート結果の特徴では、劣悪な勤務実態が顕著に表れている保育士、保育教諭、幼稚園教諭を取り上げ、慢性残業、不払い残業、休憩、休暇など、勤務環境に関わる項目を報告する。

業務量が多い８０・９％、非常に疲れている７６・９％

【正規職員】

正規職員の業務量については、「非常に多い」183 人 30・0%、「多い」311 人 50・9%、「適正」107 人 17・5%、「少し余裕がある」6 人 1・0%、「余裕がある」2 人 0・3%、「無回答」2 人 0・3%となった。「非常に多い」、「多い」を合わせると 80・9%にも及ぶ。

仕事に対する疲れでは、「疲れを感じない」5 人 0・8%、「疲れを感じるが次の日には回復する」133 人 21・8%、「疲れが翌日に残ることが多い」320 人 52・4%、「ずっと疲れがとれずに回復しない」150 人 24・5%、「無回答」3 人 0・5%となり、「疲れが翌日に残ることが多い」、「ずっと疲れがとれずに回復しない」を合わせると 76・9%にも及ぶ。

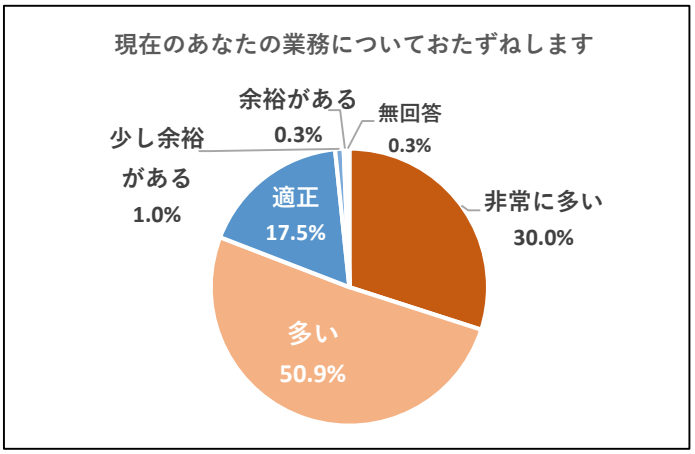

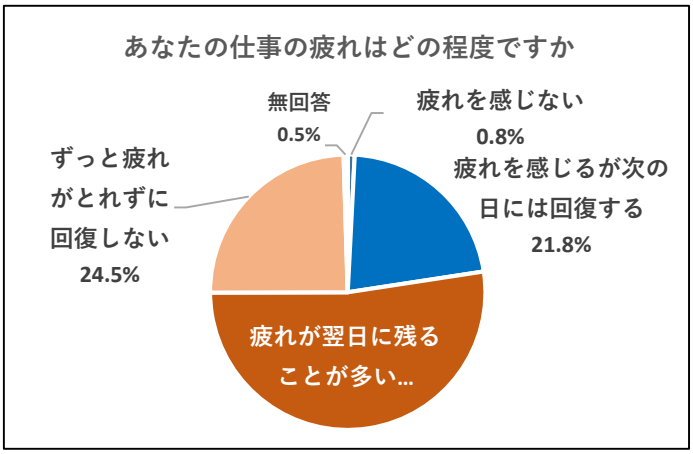

時間外勤務の慢性化、正規職員の９８・５％が時間外手当支給なし・一部しか支給されない

【正規職員】

正規職員が 4 月の 1 ヶ月間に行った勤務時間前の出勤（時間外）については、「した」467 人 76・4%、「していない」139 人 22・7%、「無回答」5 人 0・8%となった。

時間外を「した」と回答した人のうち、時間外手当の支給については、「付いていない」298 人 63・8%、「一部付いている」162 人 34・7%、「すべて付いた」4 人 0・9%、「無回答」3 人 0・６%となり、「付いていない」「一部付いている」を合わせると 98・5%にも及ぶ。

4 月の 1 ヶ月間に行った勤務時間後の残業については、「した」555 人 90・8%、「していない」50 人 8・2%、「無回答」6 人 1・0%となった。

時間外を「した」と回答した人のうち、時間外手当の支給については、「付いていない」205 人 36・9%、「一部付いている」331 人 59・6%、「すべて付いた」17 人 3・1%、「無回答」2 人 0・4%となり、「付いていない」「一部付いている」を合わせると 95・6%にも及ぶ

4 月に時間外勤務（持ち帰りを含まない）を行った正規職員の平均時間数は 17・4 時間、時間外手当が支給された平均時間数は 2・3 時間となっており、時間外勤務が慢性化している実態と、不払い残業の実態が明らかになった。

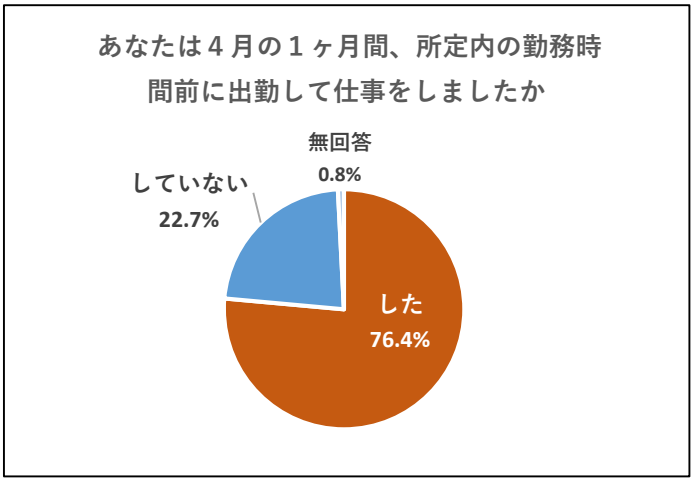

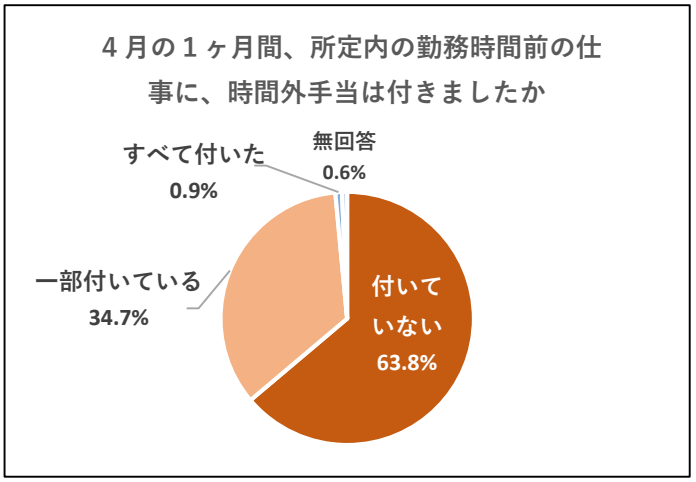

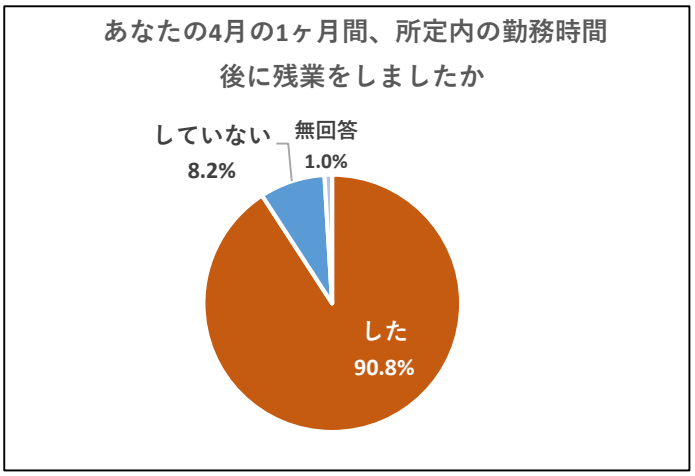

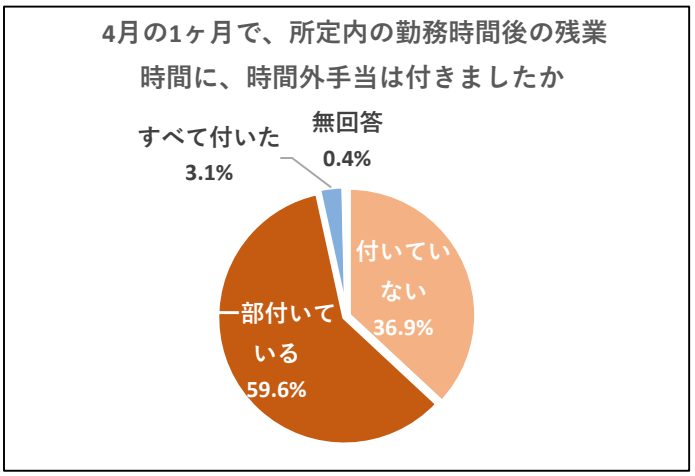

【臨時、非常勤、パート、再任用】

臨時・非常勤・パート・再任用職員が４月の１ヶ月間に行った勤務時間前の出勤（時間外）については、「した」179 人 29・3%、「していない」420 人 68・7%、「無回答」12 人 2・0%となった。

時間外を「した」と回答した人のうち、時間外手当の支給については、「付いていない」115 人 64・2%、「一部付いている」33 人 18・4%、「すべて付いた」30 人 16・8%、「無回答」１人 0・６%となり、「付いていない」「一部付いている」を合わせると 82・6%にも及ぶ。

４月の１ヶ月間に行った勤務時間後の残業については、「した」223 人 36・5%、「していない」356 人 58・3%、「無回答」32 人 5・２%となった。

時間外を「した」と回答した人のうち、時間外手当の支給については、「付いていない」98 人 43・９%、「一部付いている」74 人 33・２%、「すべて付いた」48 人 21・5%、「無回答」３人 1・３%となり、「付いていない」「一部付いている」を合わせると 77・１%にも及び、正規職員同様に不払い残業の実態がある。

４月に時間外勤務（持ち帰りを含まない）を行った臨時・非常勤・パート・再任用職員の平均時間数は 4・8 時間、時間外手当が支給された平均時間数は 1・4 時間となっており、正規職員が担えない仕事を臨時・非常勤・パート・再任用職員が担い、正規同様不払い残業の実態が明らかになった。

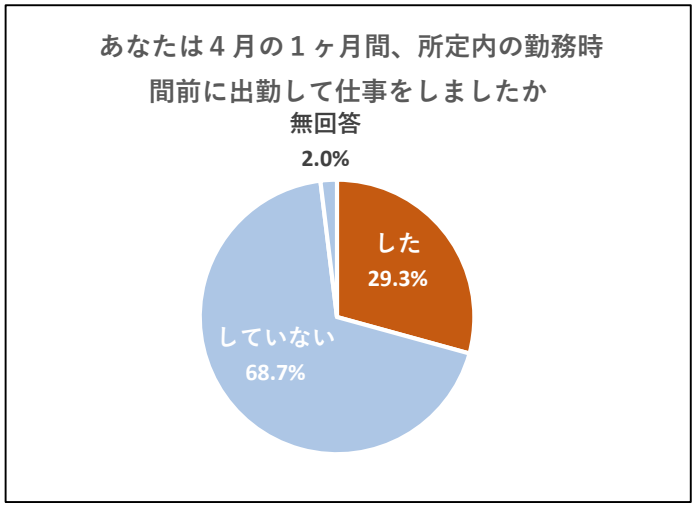

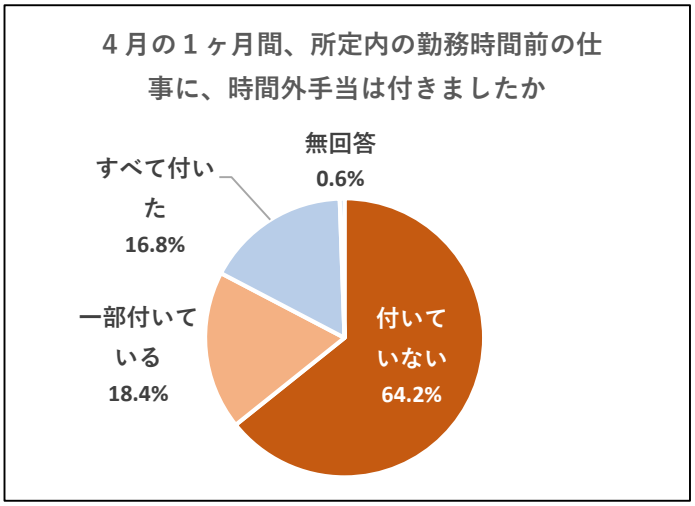

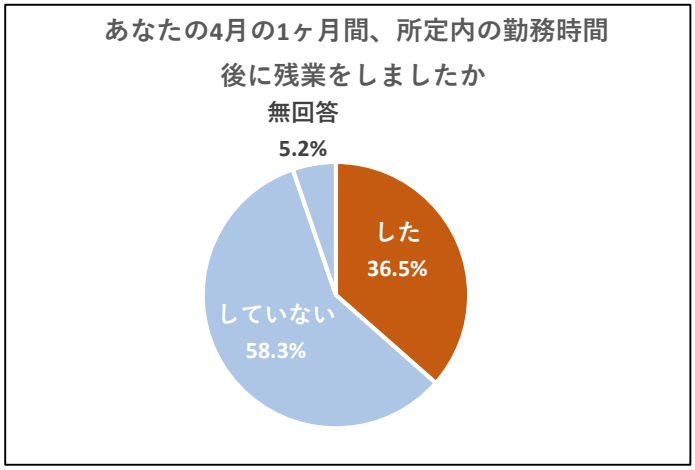

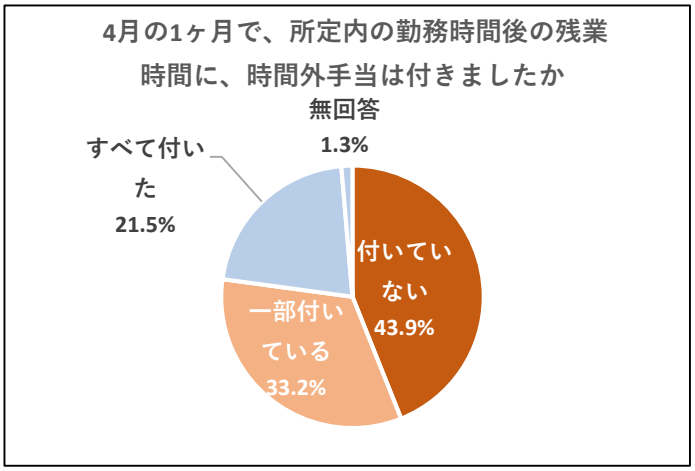

休憩時間を自由に過ごせない７２・２％

【正規職員】

正規職員の休憩時間については、仕事から離れて自由に過ごせるかの問いに、「過ごせる」30 人 4・9%、「だいたい過ごせる」136 人 22・3%、「ほとんど過ごせない」268 人 43・9%、「まったく過ごせない」176 人 28・8%、「無回答」1 人 0・2%となり、「ほとんど過ごせない」「まったく過ごせない」を合わせると 72・7%にも及ぶ。

４月の１ヶ月間で休憩時間を自由に過ごせた時間数ににについては、「ほとんどない」175 人、「１０分未満」80 人、「１０分～２０分未満」95 人、「２０分～３０分未満」　69 人、「３０分～４０分未満」17 人、「４０分～５０分未満」5 人、「無回答」3 人となり、休憩時間が取れない実態が明らかになった。

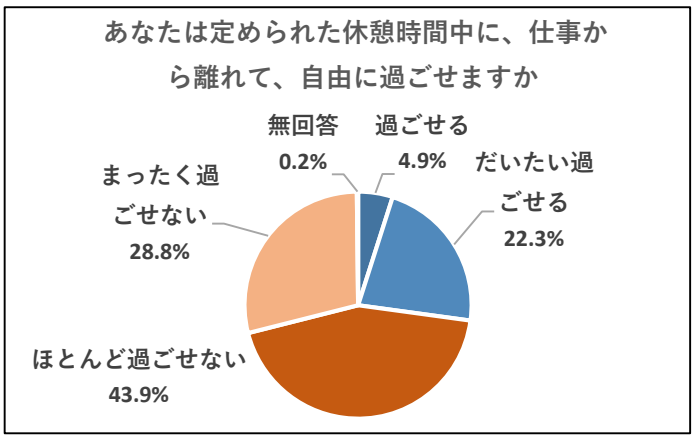

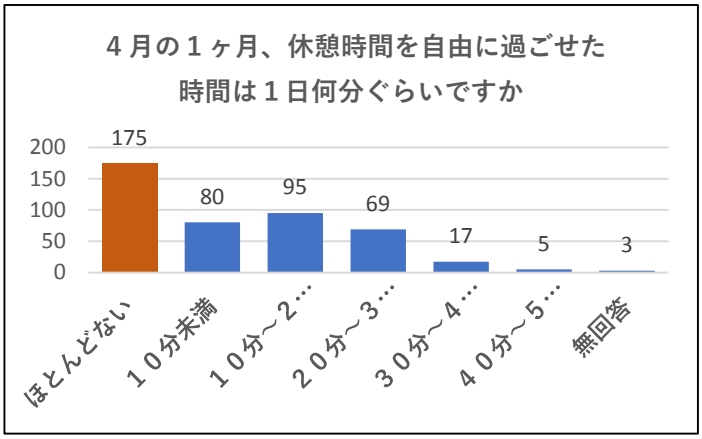

仕事を持ち帰っている正規職員８８・９％

【正規職員】

正規職員が４月の１ヶ月間に仕事を家に持ち帰りましたかの問いに、「した」543 人 88・9%、「していない」64 人 10・5%、「無回答」4 人 0・７％となった。

仕事を持ち帰った人のうち、週に何日持ち帰ったかについては、「1 日」70 人、「2 日」141 人、「3 日」155 人、「4 日」60 人、「5 日」68 人、「6 日以上」44 人、「無回答」5 人となった。

持ち帰って仕事をしている実態が明らかになった。

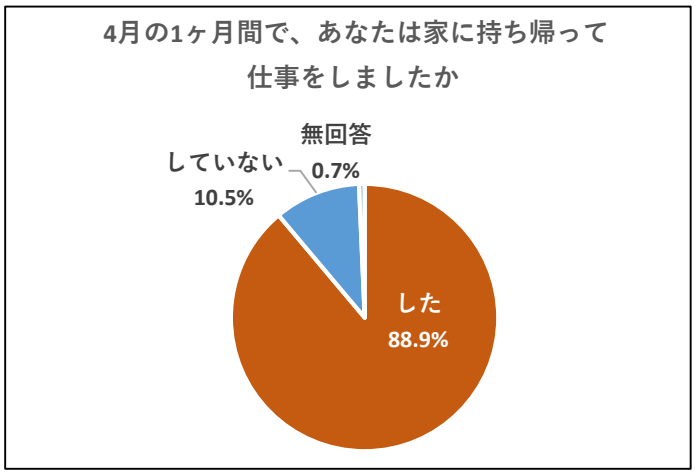

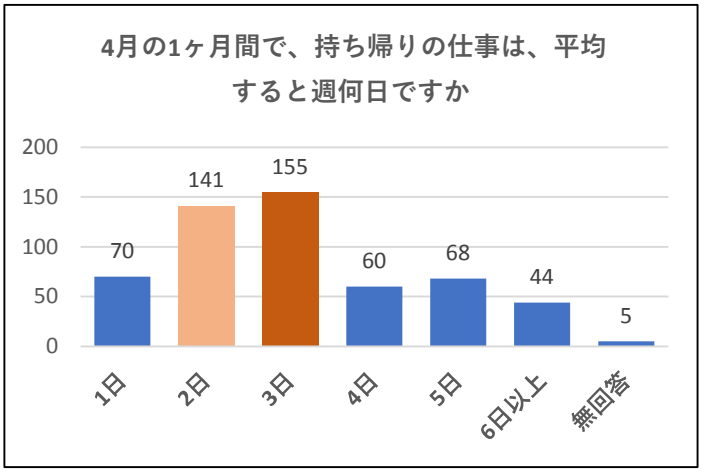

【臨時、非常勤、パート、再任用】

臨時・非常勤、パート、再任用が４月の１ヶ月間に仕事を家に持ち帰りましたかについては、「した」210 人 34・4%、「していない」378 人 61・9%、「無回答」23 人 3・8%となった。

仕事を持ち帰った人のうち、週に何日持ち帰ったかについては、「1 日」79 人、「2 日」63 人、「3 日」32 人、「4 日」14 人、「5 日」7 人、「6 日以上」4 人、「無回答」11 人となった。

臨時・非常勤、パート、再任用にも、持ち帰りがあることが明らかになった。

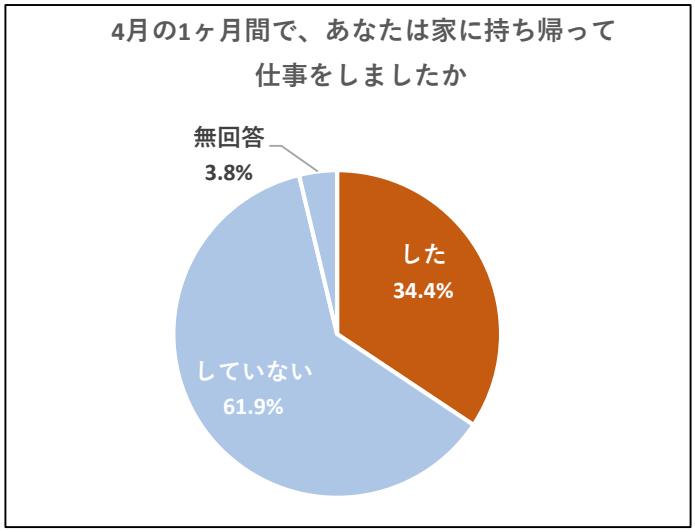

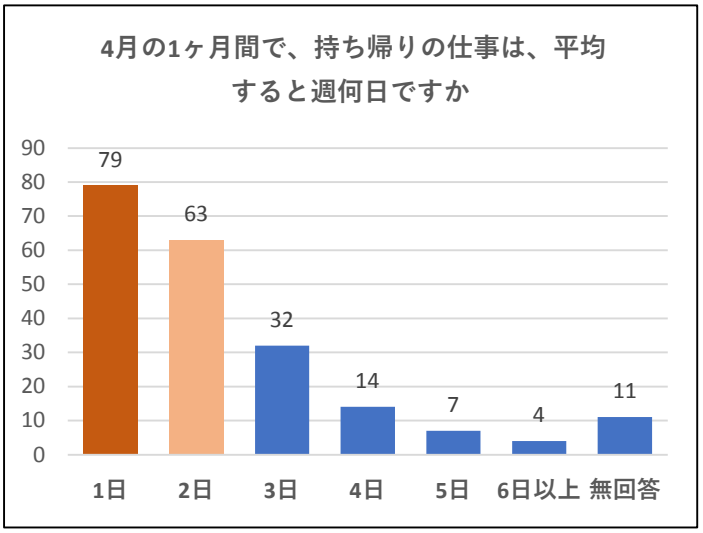

年次有給休暇の所得３日～４日、職場がまわらなくなるから休めない

【正規職員】

正規職員の年次有給休暇の取得については、「1 日～2 日」72 人、「3 日～4 日」144 人、「5 日～6 日」123 人、「7 日～8 日」87 人、「9 日～10 日」40 人、「10 日～13 日」43 人、「14 日～16 日」10 人、「17 日～19 日」3 人、「20 日以上」6 人、「取得してない」52 人、「無回答」31 人となっており、大多数の職員が有給休暇を取得できない実態が明らかになった。

有給休暇が取得できない・取得しづらい理由については、「職場がまわらない」250 人 71・4%、「取得できる雰囲気でない」53 人 15・1%、「自主的に取得しない」20 人 5・7%、「上司から取得しないように言われる」5 人 1・4%、「その他」11 人 3・1%、「無回答」11 人 3・1%となり、職員が休むと職場がまわらなくなる実態が明らかになった。

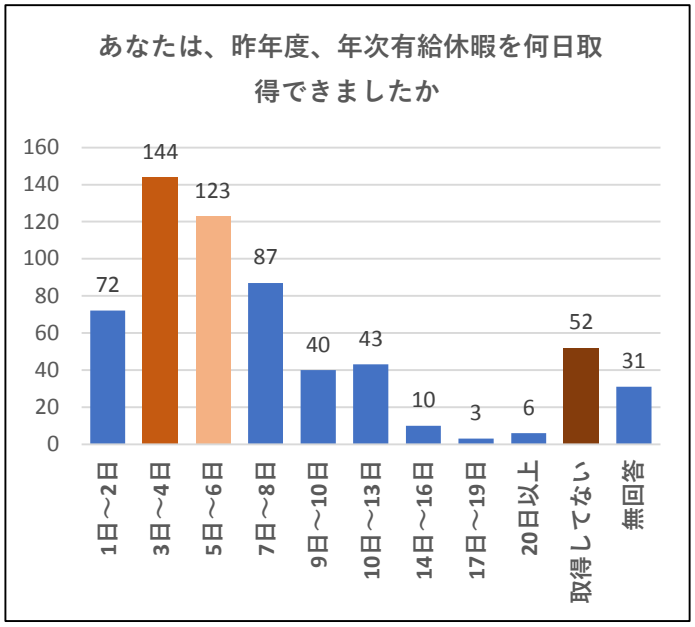

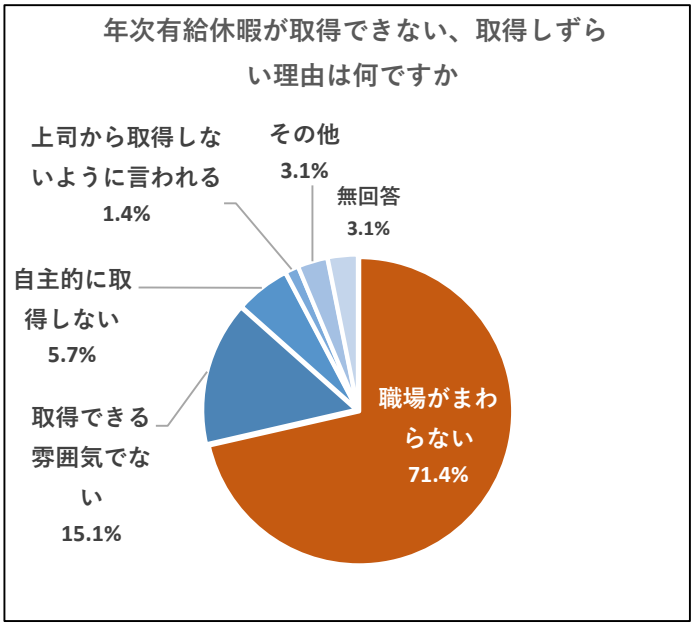

正規は「人員不足」の改善、非正規は「賃金・労働条件」の改善
正規職員の２７・１%「仕事をやめたい」「他園へ移りたい」

【正規職員】

正規職員が職場で改善したいと思う点（３つまで）については、「人員不足」463 人、「時間外勤務の慢性化」319 人、「賃金・労働条件」307 人、「他園との処遇格差」28 人、「休暇の取得」175 人、「業務分担・作業効率」184 人、「人事異動・人員配置」92 人、「仕事の共有化、意思疎通」73 人、「その他」24 人、「無回答」10 人となり、慢性残業、不払い残業、休憩や休暇取れないなどを反映して、「人員不足」「時間外勤務の慢性化」が上位となっている。

また、今の職場で働き続けたいかについては、「今の職場で働き続けたい」305 人 49・9%、「他の公立保育園・こども園で働きたい」55 人 9・0 人、「民間の保育園・こども園で働きたい」16 人 2・6%、「保育の仕事はやめたい」95 人 15・5%、「その他」112 人 18・3%、「無回答」28 人 4・6%となっており、「やめいたい」「他の公立保育園で働きたい」「民間保育園・こども園で働きたい」を合わせると 27・1%にも及ぶ。

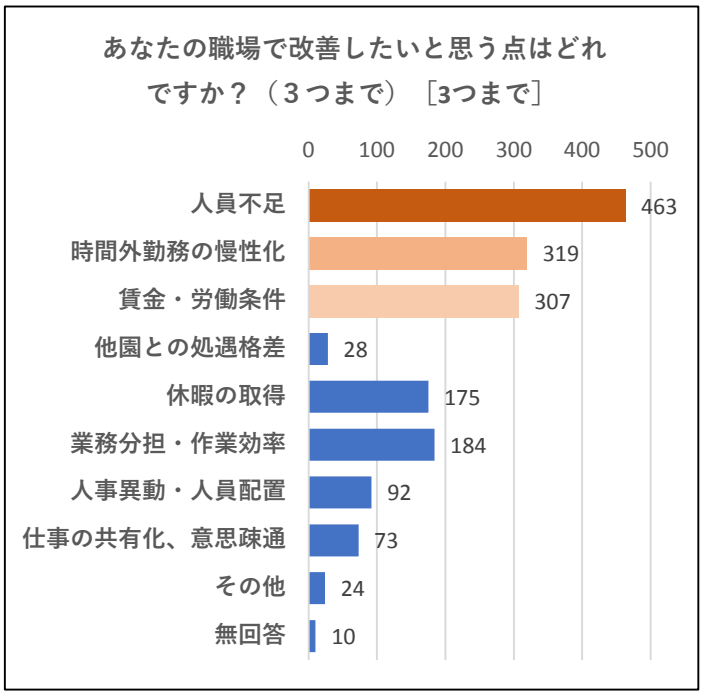

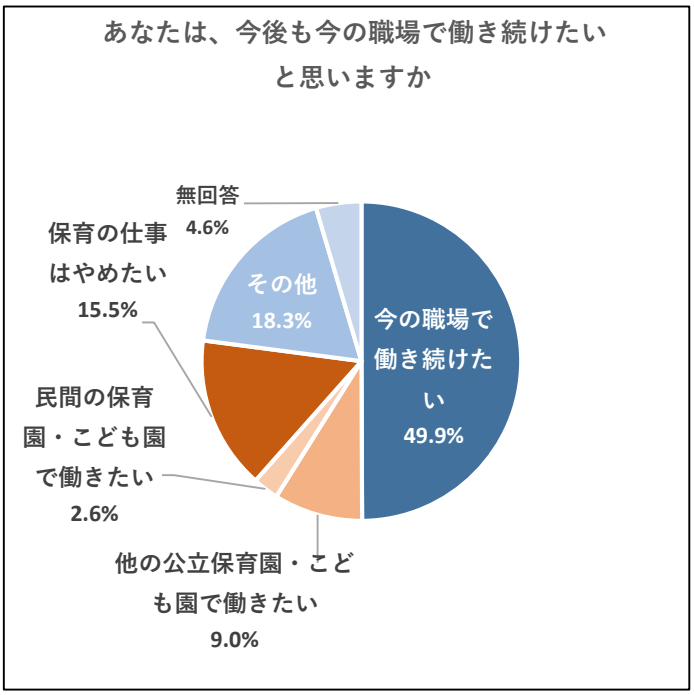

【臨時、非常勤、パート、再任用】

臨時・非常勤・パート、再任用が職場で改善したいと思う点（３つまで）については、「人員不足」397 人、「時間外勤務の慢性化」88 人、「賃金・労働条件」416 人、「他園との処遇格差」30 人、「休暇の取得」138 人、「業務分担・作業効率」129 人、「人事異動・人員配置」96 人、「仕事の共有化、意思疎通」108 人、「その他」15 人、「無回答」42 人となっており、「賃金・労働条件」の改善がもっとも多くなっている。

臨時・非常勤・パート、再任用の賃金については、「満足」16 人 2・6%、「やや満足」20 人 3・3%、「普通」122 人 20・0%、「やや不満」203 人、33・2%、「不満」238 人 39・0%、「無回答」12 人 2・0%となっており、「やや不満」「不満」を合わせると 72・2 となり、仕事に見合った賃金でないと感じている職員が多い。

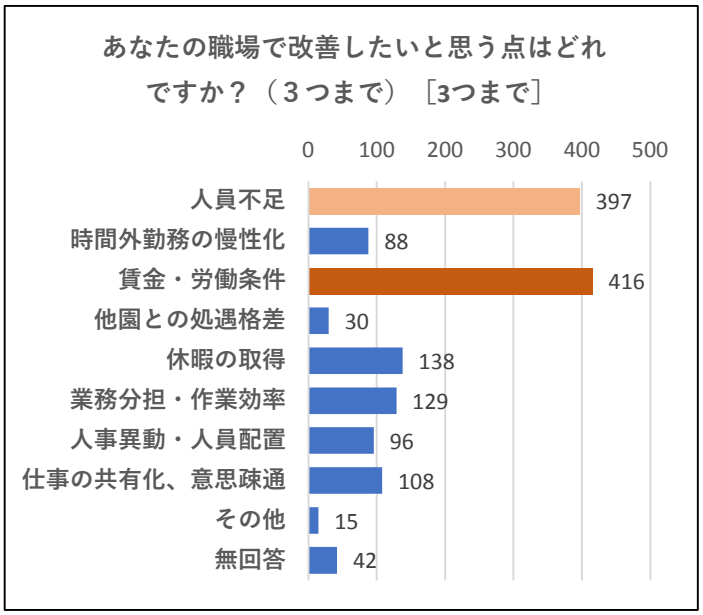

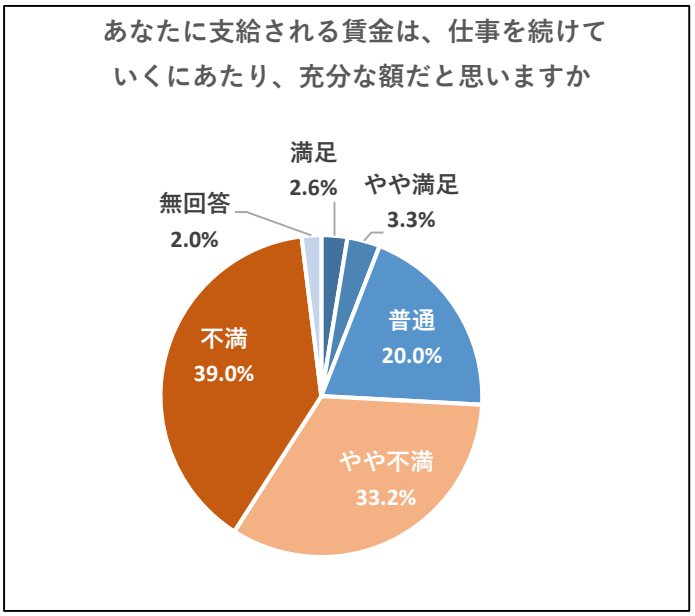

「無償化でさらに業務が増える」「人員を増やせば時間内に仕事ができる」

【職場での意見や要求（自由記載抜粋）】

- 無償化されることで利用者が増えていくのでは？人手不足といわれる中で質の向上をすることは大変。
- 働き方改革と言いながらも保育の質の向上を必要以上に求められ、やることが増える一方です。また、時間外に関しては要求しても時間内に終わらせられるようなんとかやりくりして。と言われてしまいます。夏に関しては時間外を付けられないとやっぱり上から言われているようですよ。課が園長に言っていることと私たちに言っていることと違っているっていうことはありませんか？毎月実際に働いた時間を調査し、実際に出された時間外勤務記録と比較して、どのくらい差が生じているのか課として把握してほしい。また園長の待遇の悪さも部下に時間外を付けない原因のような気もします。このままずっと変わらないのなら毎月の給与に 45 時間分の時間外を上乗せしてほしいです。
- 私の出勤時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分ですが、早番遅番保育の子どもの人数が多いため、サブ番として出勤、残業をしています。又、子どもたちを遅番に送り、掃除をしたら 17 時 15 分になります。その後に保育準備、指導案作成、反省などを行なっていたら毎回の様に時間外労働は当たり前です。そんな中、ワークライフバランスと言っている役所には疑問を感じます。子供がいたら保育準備、書類作成などは出来ません。人員を増やしてくれたら、時間内に仕事ができると思うのですが.....。
- 今のこども園は、親や仕事が休みでもすべて受け入れるシステムの為、土曜日に登園する子供の増加、早番遅番を利用する子供の増加、それにより休日出勤、時間外労働をしなければならない保育教諭が増えたのだと感じます。すべて受け入れるシステムなのであれば、それなりにしっかりとした人員体制をとれるようにすることや、その分出勤した際の休暇をもらえる環境づくりをしなければならないと思います。
- クラスだより作成など園のパソコンで出来れば良いが、台数が少ないうえに CD－R や USB を使えない為、結局持ち帰り仕事となる。36 協定で 22 時までの時間外が可能になっても、園ですべての仕事ができるわけでもなく、家庭を持っている女性が 22 時まで残業することもできず、持ち帰り仕事は一向に減らない。業務内容や職場の設備など見直さない限り、現状は変わらない。保育無償化により、更に業務が増えると予想される。
- 現在まだ自分の子どもがいないため、仕事を持ち帰り、家で仕事したり、朝早く出勤し、帰り遅くまで仕事をすることが出来ているが、子育てをしながらとなると、今の状況のようには続けられないと思う。また行事時の資料作りや準備等は必要事項であるが要録、幼児の出席簿、等大切ではあるが、とても負担になっている。また主任がいない為、見通しを立てて前に進めていく保育士がいない。
- 日本はただでさえ 1 クラス当たりの子どもの人数が多いのに、人が不足しているのにもかかわらず、どんどん子供を入園させようとしている。待機児童を減らすためにどんどん入園させ、保育者への負担が大きくなっていることは、子供にもいいことではないことを国は考えていないのではないか。
- 人員不足に加え、賃金の不払いが多く減入ってしまう。子供も欲しいが、職場に合わせて人生設計しなくてはならないことがありすごく気を使う。このままこの状況で仕事を続けられるかどうか不安、異動前の職場では急な欠員や、配慮の必要な児が有り得ないくらい多すぎて心身が疲弊した。「もうやめてやる」と何度も思った。人手不足は処遇改善しかないと思う。上司によっては休暇の取得にいい顔をしない人もいるので、健康な体を守れず、病気になると悪化したり発見が遅れたりした。当たり前になっているサービス残業や持ち帰り、休日の地域行事ボランティア参加はおかしいと思う。正当な手当てや代休がほしいがそれを主張した人は干される。そういった環境はどうしたら改善されるのか教えてほしい。